

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5 月 9 日

【会社名】 株式会社ディー・エヌ・エー

【英訳名】 DeNA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守 安 功

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目21番 1 号

【電話番号】 03-6758-7200

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部長 小 川 智 也

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1 【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに平成22年6月26日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、平成25年5月9日開催の取締役会において、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 銘柄

株式会社ディー・エヌ・エー第12回新株予約権

### (2) 発行数

70,000個を上限とする。(ただし、下記(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

### (3) 発行価格

割当日における新株予約権1個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をもとにして算出)

### (4) 発行価額の総額

未定

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 70,000株を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)

当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

### (7) 新株予約権の行使期間

平成25年5月25日から平成55年5月24日まで

新株予約権の行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(7)の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、上記 に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、平成22年6月26日開催の当社第12回定時株主総会決議及び平成25年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 4名 70,000個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(14) 新株予約権を割当てる日

平成25年5月24日

(15) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社